

# 令和4年度「大学の世界展開力強化事業」 ～インド太平洋地域等との大学間交流 形成支援～ 公募事業の概要

# 大学の世界展開力強化事業

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

11億円  
(10億円)



## 趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

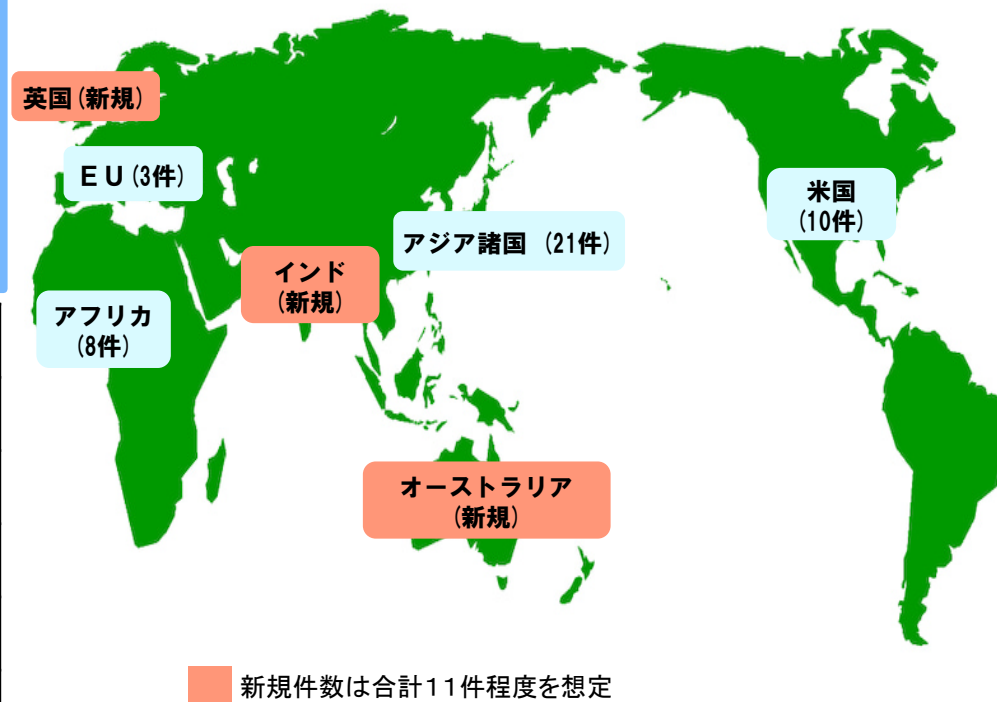
## 事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

### 取組例

- ✓ 先導的・大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国	金額
2018 ~ 2022	米国	1.7億円
2019 ~ 2023	EU	1.3億円
2020 ~ 2024	アフリカ	1.1億円
2021 ~ 2025	アジア諸国	2.8億円
2022 ~ 2026	インド太平洋地域等	3.3億円



### 成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣(2020年まで)達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

※上記の他、審査・評価等経費(0.4億円×1件)

# 大学の世界展開力強化事業プログラム一覧

2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025

※機関数は、日本側参加機関（短期大学等を含む）

## 交流実績（延べ）2011年～2020年

派遣 約18,000人  
受入 約16,000人

### キャンパス・アジア（モード1）&ASEAN&米国等

25件、22機関（実績：派遣4,820人、受入3,604人）

ASEAN 14件、15機関（実績：派遣3,744人、受入3,109人）



**AIMSプログラム※**  
※東南アジア教育大臣機構が実施する学生交流プログラム  
7件、11機関（実績：派遣758人、受入812人）

**ICI-ECP ※**  
※日EU共同学生交流プログラム  
5件、15機関（実績：派遣132人、受入144人）



**ロシア・インド（H26採択）**  
9件、8機関（実績：派遣1,170人、受入1,296人）



**中南米 & トルコ**  
11件、21機関（H27～H30実績：派遣1,207人、受入1,324人）



**アジア諸国（キャンパス・アジアモード2を含む）**  
25件、23機関（H28～R2実績：派遣3,801人、受入3,492人）



**ロシア・インド（交流推進/プラットフォーム構築型）**  
11件、12機関（H29～R2実績：派遣1,010人、受入896人  
R3計画：派遣336人、受入312人）



**米国等（COIL型）（交流推進/プラットフォーム構築型）**  
10件、13機関（H30～R2実績：派遣1,286人、受入1,275人  
R3～R4計画：派遣1,201人、受入792人）



**EU** 3件、5機関（R2実績：派遣12人、受入19人  
R3～R5 計画：派遣64人、受入86人）  
※R1は準備期間のため、派遣・受入なし

**アフリカ** 8件、9機関（R2実績：派遣27人、受入40人  
R3～R6 計画：派遣853人、受入640人）

**アジア諸国（キャンパス・アジアモード3を含む）**  
20件採択  
※上記の他、ルールメイキング事業としてTNIADを選定



# 大学の世界展開力強化事業 ～インド太平洋地域等との大学間交流形成支援～

令和4年度予算額

3億円（新規）



## 背景・趣旨

- ◆ 新型コロナによる留学生市場のリセット（オンライン活用、英語圏優位からの変化、留学生多様化の模索）
- ◆ 予測困難な時代を迎える中で、自ら**主体的に考え、責任ある行動**をとり、**果敢に挑戦し続ける**個人を育てることが、高等教育の果たす役割としてより一層重要
- ◆ この機を逃すことなく、**英語圏からの優秀な留学生の獲得**に向けての基盤形成（初等・中等教育段階における日本社会・文化・言語等に触れる機会含む）、これに繋がる組織的・人的国際ネットワークに対する戦略的・集中的な投資の必要性
- ◆ **経済安全保障の観点**から、民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有する国、かつ、国際競争力の土台となる**研究力の高い国**との間で、大学・学生間交流を促進し、戦略的な国際ネットワークを草の根の段階から強化することが極めて重要

## 事業概要（事業期間：2022～2026年の最大5年間）

- 日本と、**オーストラリア、インド、英国**との間で、**2国間以上**（左記の3か国に加え、**米国、カナダ、ニュージーランド**等との3か国以上の交流も可）の**質保証を伴った大学間・学生交流プログラム**を構築
- 大学間協定等に基づき、**卓越した教育効果**を生む交流プログラムとするとともに、**多様な留学生**を戦略的に取り込む**バランスの取れた双方向型の学生交流**を実施
- 事業規模 **3,000万円×11件程度**（各国**3～5件程度**）※

### <取組(アウトプット)例>

- ・**学生が企画・立案する国際ネットワーク**の形成に繋がるような取組（学生サミットや学生ワークショップ等）
- ・**国際標準の連携教育プログラムや共同学位プログラムなどの多様な留学メニュー**の開発・提供
- ・実渡航の交流に加え、オンラインを活用した国際協働学習や、「**JV-Campus**」を通じ、**日本語・日本文化科目だけでなく教養・専門科目等の提供**
- ・受入地域の自治体や企業等と連携した**インターンシッププログラム**や、地域固有の課題等解決のため、**国内・国際学生の混成チーム**による、**起業につながるような実践型プログラム**の企画・実施
- ・日本への**留学フェアやバーチャル・キャンパスツアー等の広報活動**を、採択校だけでなく国内他大学と連携して実施するとともに、現地の高等学校等の教育機関への戦略的なリーチ活動の実施

※公募審査においては、採択大学の多様化を意識し、**地域バランス**や**採択実績の有無**にも配慮。



## アウトカム（成果目標）

- 国際教育連携や大学・学生間国際ネットワーク形成の加速
- 語学力の向上だけでなく、協働による**異文化適応力やリーダーシップ**の強化による**グローバル人材**の養成
- オンライン交流や短期留学をきっかけとした、**中長期留学や学位取得型留学**への拡大
- **留学生層の掘り起こしとインバウンド需要の拡大**による、我が国大学の**多様性、国際通用性の向上**

## インパクト（国民・社会への影響）

- グローバルな交流や視点の取り込みによる**新たな仕事・雇用の創出と経済成長**の実現
- 新たな留学生層の受入れ増による、**多様性のある社会**の実現に貢献
- 高い研究力を有する国と連携することで、国際共同研究を加速、両国の**国際競争力の更なる強化**に貢献
- 我が国が高等教育分野の**アジアのハブ**となることで、日本のプレゼンス向上と、世界の**パワーバランスの調和**に貢献

「公募要領（背景・目的）」より一部抜粋

このような状況を踏まえ、今回の公募では、①学生が主体となって国境を越えた諸課題に協同して行う国際教育・交流、②オンライン教育も含む形での国際通用性を備えた質の高い教育の実現、③優秀な外国人学生がオンラインでの学修を契機として日本への実留学へとつながる新たな留学モデルの構築、④①～③の成果を具体的に我が国の大学に還元・展開することで、我が国高等教育全体のポストコロナ期の国際競争力を高めることを目的の一つとしています。

# 申請対象・補助期間

## ◆ 対象機関

我が国の国公立大学（連携して事業を行う機関としては、短期大学、高等専門学校も含む）

連携を組む海外大学については、原則として大学であることを要件とするが、オーストラリアについては、大学との連携に加えて、TAFEのディプロマコース以上との連携も可とする。  
（例：○ 日本A大学＋オーストラリアB大学＋オーストラリアC TAFE、  
× 日本A大学＋オーストラリアC TAFE）

## ◆ 補助期間

最大 **5年間** 2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

# 申請上限、連携相手国

- ◆ **1大学につき**、代表大学としては**1件まで申請可能**。ただし、国内連携大学として申請する場合の上限は設けない。
- ◆ **日印、日豪、日英の組み合わせを基本**としつつ、3か国以上の交流を推奨。また、印・豪・英以外の**第三国については自由に設定可能**。

＜申請例＞ 国内A大学が英国B大学と連携する構想で申請

- ①国内A大学が、国内C大学の国内連携大学として、インドのD大学と連携する構想（日本：C大学（A大学）－インド：D大学）
- × ②国内A大学を介さず、英国B大学とインドのE大学との連携構想（英国：B大学－インド：E大学）
- ③国内A大学が、上記に加えて、インドのF大学と連携する構想（日本：A大学－英国：B大学－インド：F大学）
- ④国内A大学が、上記に加えて、米国のG大学と連携する構想（日本：A大学－英国：B大学－米国：G大学）



# 単価・採択件数

## 【単価】

- 本事業またはSGUの採択実績のない大学 初年度 3,000万円
- 本事業またはSGUの採択実績のある大学 初年度 2,000万円

## 【採択件数】

インド 3～5 件、オーストラリア 3～5 件、英国 7～10 件程度を想定

※ 2年目以降、予算額全体の10%程度を逡減させるため、初年度から補助金以外の学内外資金を一定程度確保するなど、補助期間終了後、自立的に事業を継続できる資金計画とすること

※ 上記のほか、採択校決定後、各国につき1プログラムを幹事校として選定し、1プログラムにつき200万円程度を追加措置。（幹事校の取り組みとして、採択校連絡会実施のほか、採択大学以外の大学も含めた効率的・効果的な留学フェアや、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング、JV-Campusコンテンツのとりまとめ等を想定）





# 参加要件①

※「★」印は、今回の事業において新たに追加した項目

- 各大学の中長期的なビジョンのもと、我が国と連携相手国の大学間において、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進するプログラムであること。
- プログラムの実施により、例えば以下のような単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものであること。
  - － 高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
  - － 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
  - － 学修成果や教育内容の可視化
- **★ 学生が主体**となって、「国際教育・交流」に関して企画・立案する取組（**学生サミット・ワークショップ**等、正課外の取組を含む）を行うこと。

## 参加要件②

- ★ **オンライン（「JV-Campus」等）を活用し、**
  - ・自大学及び連携大学の質の高い教育・交流プログラム実施及びより多くの学生の参加を促す工夫がなされているか。
  - ・自大学及び連携大学以外の大学等が、英・印・豪との交流において活用できる機会・コンテンツ等（留学フェアや、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング等）を提供する計画がなされているか。
  - ・遅くとも事業開始3年目（令和6年度）には、**JV-Campus**に、自大学と国内・海外連携大学（英・印・豪のうち、いずれかの国の大学は必須）が有するコンテンツを、本事業採択校以外の大学にもパッケージ（具体的なコンテンツ数や単位の有無、有償・無償を問わない）として提供する計画となっているか。

※具体的な利用方法・手続きについて、次ページ以降で説明

# JV-Campusの具体的な利用方法・手続き①

Q JV-Campusの具体的な利用方法や利用手続き等については、どのように確認すればよいか。

A. JV-Campusでは、JV-Campusからコンテンツを発信したい各機関に対して、個別機関Boxという各大学が独自のコンテンツを発信するBoxを提供いたします。

個別機関Boxからは、①ポータルとしてご利用いただき各機関のコンテンツにリンクを張るという形でのご利用方法と、②JV-CampusをLMS/Moocとして使用し、コンテンツそのものもJV-Campusドメイン上から発信する、という2つのオプションでご利用いただけます。

ご利用の際には、個別機関Box利用規約を承知の上、同意書を提出していただきます。

各機関が連携する海外機関のコンテンツ発信には、①各機関が持つ個別機関Boxの中に海外機関のコンテンツを入れて発信する方法、②海外機関が独自に個別機関Boxを持ってコンテンツを発信する方法、があります。各機関が持つ個別機関Boxから海外機関のコンテンツを発信する場合は、著作権等を含めて、各機関が海外機関のコンテンツに関して責任を負います。海外機関が独自に個別機関Boxを持ってコンテンツを発信する場合には、海外機関にJV-Campusの個別機関Box利用規約を承認いただき同意書を提出していただく必要があり、同意書が提出されない場合にはJV-Campusからのコンテンツ発信はできません。

# JV-Campusの具体的な利用方法・手続き②

Q 連携機関大学と協同もしくは各々でコンテンツを開発し、個別機関Boxに集積して使用する  
場合、個別機関Boxの契約はどのようになるのか？

A 自大学と連携大学とで一つの個別機関Boxを使用する場合、自大学のみが契約（個別機  
関Boxの同意書に同意）することとなります。従って、個別機関Box利用規約に準拠し、自大学  
の責任において、連携大学のコンテンツも発信いただきます。

一方で、自大学と連携大学が各々に個別機関Boxを契約する場合、自大学及び連携大学それ  
ぞれにおいて契約（個別機関Boxの同意書に同意）して頂き、各々の大学の責任においてコン  
텐츠を発信いただきます。

また、コンテンツを利用する学生等に対する、各機関における手続きは発生しません。

なお、同学生等に対しては、JV-Campus側において、常にJV-Campusのユーザー利用規約お  
よびプライバシーポリシーに同意いただいた上で個別にID登録を行っていただきます。

上記の他、以下のJV-Campusホームページに必要な説明資料等が掲載されています。  
不明な点については、JV-Campus事務局(筑波大学)に直接ご確認ください。  
<https://www.jv-campus.org/>

## 参加要件③

- ★以下のいずれか一つ以上に該当する、質が担保された教育・学生交流プログラムとなっているか。

<パターンA> **共同学位プログラム（JDやDD（※））**の構築を目指す計画

<パターンB> 単なる語学留学やスタディーツアーにとどまらず、グループワークやプロジェクトなどの**協働学習体験**により相互理解を深める教育プログラム。（例：国際共修プログラム）

<パターンC> **英語で卒業（修了）可能なコース**を新たに設置する計画

※「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年）を踏まえたものとして計画すること

## 参加要件④

---

- 連携相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムであること。
- 本事業は、プログラムを実施する**部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムを構築すること。**



# 参加要件⑤

## ★ <インド>

- **H26およびH29採択校**については、以下の**一つ以上の要件**を満たす計画となっていること。

- ① **JDの設置**を目指す計画になっていること
- ② 他の国内大学（**展開力またはSGU未採択大学**）との**連携**構想になっていること
- ③ 企業や自治体等と協力し、外国人留学生が卒業後、国内定着を促進するよう**一定期間（2月程度）以上のインターンシップ**などを提供すること。その際、必要に応じて国内就職やインターンシップに求められる**日本語力養成等のプログラム**を提供すること。

## ★ <英国、オーストラリア>

- 英国については「TURING SCHEME」、オーストラリアについては「NEW COLOMBO PLAN」との相乗効果を意識し、教育プログラムに加えて、日本国内の企業等において**英国人学生またはオーストラリア人学生が参加するインターンシップ**を行う計画になっていること。



# 加点事項①

★「加点事項」は今回からの新規事項

- 日本人学生と外国人留学生がチームを組み、**アントレプレナーシップの醸成**に資する、**実践的なプログラム**を行う計画。
- 例えば、カーボンニュートラルやSDGs、防災・減災といった**世界的課題解決**に向けた、**国内外の大学及び地域・社会・企業とも連携した計画**。
- 国内企業等と連携し、日本国内で行う**留学生向けインターンシップ（より長期が望ましい）**や**国内就職支援のための取り組み**など他大学の参考となるような計画。
- 本事業を通じ、**国際共同研究の土台**となるような**国際ネットワークを構築**する計画。





## 加点事項の例②

- 交流する相互の学生が、真の両国間の架け橋となる人材を目指し、**双方の文化及び言語について高いレベルで習得**する計画。
- アウトカムに関する指標について、**他大学の参考となる指標**が設定されている。
- 国内外の連携大学と協同した**マイクロクレデンシャルや学習歴証明のデジタル化**に取り組む計画。
- （英国・**オーストラリア**限定）TURING SCHEMEまたは**NEW COLOMBO PLAN**との相乗効果を期待し、コンソーシアムを組む英国または**オーストラリア**の大学が、TURING SCHEME または**NEW COLOMBO PLAN**の①採択機関かつ②日本の大学へ渡航する学生が在籍していること。

# 指標設定（必須指標①）

※「★」印は、今回の事業において新たに追加した項目

- ① **★学生主催イベント・ワークショップ**の開催数、参加規模（人数、参加国（印・豪・英に限定しない））
- ② **交流学生数**（派遣・受入別、実渡航・オンライン・ハイブリッド（※）、単位取得の有無や交流期間、学部・大学院別）  
→特に豪・英については日本人学生の派遣超過とならないよう人数のバランスにも配慮すること
- ③ 一定の**外国語力基準**（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数
- ④ **★インターンシップ**を行う計画の場合はその数（派遣・受入別、実渡航・オンライン・ハイブリッド、単位取得の有無や期間、学部・大学院別）

※ 実渡航とオンラインを組み合わせたもの



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 指標設定（必須指標②）

- ⑤ ★ 自大学及び連携大学以外の大学等において、申請大学が有するコンテンツやノウハウ、ネットワークを活用し、英・印・豪からの新たな留学生層の掘り起こしや我が国・大学の国際プレゼンスの向上を示す指標（留学フェアや、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング、国内外連携大学を含むオンライン教育科目の開発・提供等）
- ⑥ ★ ⑤を除く、学内・学外への事業の波及効果を示す指標  
（例：事業開始後、他部局・国内連携大学における、相手国との大学間交流協定数や学生・研究者交流数（オンライン含む）の推移）



# 申請資格①（該当する場合、申請不可）

## （組織運営関係）

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和4年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分※	学士課程全体
収容定員充足率	70%

※専門職学位課程、修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学



# 申請資格②（該当する場合、申請不可）

## （設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和／設置する学部の入学定員の和）が、下記の表1に掲げる令和元年度から令和4年度の平均入学定員超過率又は令和4年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- X) 設置する学部のうち、下記次の表1に掲げる令和元年度から令和4年度の平均入学定員超過率又は令和4年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学



# 申請資格③（該当する場合、申請不可）

（表 1）

区分	大学			
	大学規模 （収容定員）	4,000人以上		
学部規模 （入学定員）	300人 以上	100人以上 300人未満	100人 未満	
令和元年度 ～令和4年度 平均入学定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和4年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える

※「令和3年度大学入学者選抜実施要項」及び「令和4年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)①に記載する、追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替（以下「追試験等」という。）を行った場合には、令和3年度及び令和4年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

# 申請要件①（令和7年3月末までの達成が必要）

## （教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) C A P 制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（C A P 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（F D）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) 成績評価において、G P A 制度などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。



## 申請要件②（令和7年3月末までの達成が必要）

- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

### （設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」（令和元年度から）が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

### （プログラム関係）

- viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要がない特別な理由がある場合はその限りではない。）。





# 審査・評価等について

## ＜事業の波及効果を最大化するための対応＞

●「本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、本事業またはSGUの採択実績のない大学の参加を促す観点も踏まえた審査」を実施。

→「**スタートアップ支援**という事業の役割」を踏まえ、「採択実績のない大学に対しては、**評点に一定の係数（1.2）を付す**」。

●採択候補の選定に当たっては、**国公私別や地域、学問分野のバランスも考慮**する予定。

## ＜事業の評価等について＞

- 毎年度（中間評価実施年度を除く）のフォローアップ活動と中間・事後評価を実施。
- 中間評価は3年目の令和6年度に、事後評価は補助期間終了後の令和9年度に実施。
- フォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されることがある。
- 事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止を含めた計画の見直しを求めることがある。
- 事業のPDCAが機能するよう、適切な外部評価の仕組の構築及びプログラム参加学生に対するアンケート等の活用についても評価する予定。



# 経費の使途可能範囲について

- ◆ 物品費（設備備品費、消耗品費）
  - ・設備備品の購入、製造、または据付等の経費  
→建物等施設の建設、不動産取得に関する経費は×
  - ・教育活動用又は事務用の消耗品の経費  
→学生の教科書など学生が負担すべき費用については×
- ◆ 人件費・謝金
  - ・本事業に直接従事するために採用した常勤教員の基本給、通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等
  - ・留学生や日本人学生のT Aへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招へいした学識者に対する謝金等
- ◆ 旅費（国内旅費、外国旅費、外国人招へい旅費等）
- ◆ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）
  - ・学生支援経費として、航空券や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舍借上のための施設・設備使用料の使用可（大学が契約主体となる場合に限り可、学生に直接必要な金銭等を給付することは不可。）

※上記の他、JASSOの海外留学支援制度（重点枠）により、派遣・受入学生に対して、奨学金の優先措置



# スケジュール（目安）

